

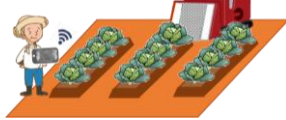
スマート農業技術活用促進法

「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで
さまざまなメリット措置が受けられます。

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセット
で**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

(取組例)

 直進アシスト機能付 直播機の活用	+	 直播栽培の拡大・複数品種 の導入等を通じた、作期分 散による機械稼働率の向上	 環境モニタリング システムの活用	+	 得られたデータを産地で 共有し、栽培方法の比 較・分析を通じて栽培方 法の最適化を図る
 自動収穫機の活用	+	 畝間の拡大及び 生育の均一化	 搾乳ロボットの活用	+	 フリーストール式 畜舎の導入

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ① 農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ② 情報通信技術を用いた技術
- ③ 農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

※ 農産物の新たな生産の方式の導入には、次の①～③が該当します。

- ① スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
- ② スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
- ③ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

計画認定による予算上のメリット措置

- 7年度補正予算・8年度当初予算の関連事業について、計画の認定を受けることによる**優遇措置**を設けています。

【例】**スマ転事業**（スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業）

- ▶ 農業機械の導入とその効果を高める栽培体系の転換を支援

優遇措置

- ◆ 個人（単独）で直接都道府県に申請可能
- ◆ ポイント加算により、採択審査において有利 等

計画認定による法律上のメリット措置

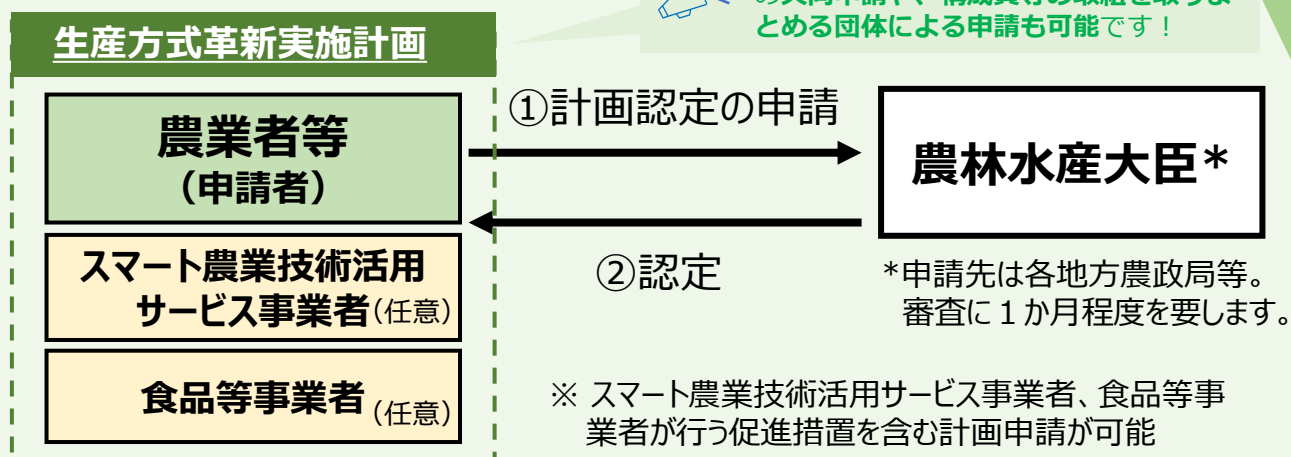
- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

対象者

- ・ 農業者又はその組織する団体（農業法人・JA等）
- ・ スマート農業技術活用サービス事業者
- ・ 食品等事業者

※申請は農業者又はその組織する団体が行う必要があります。

●生産方式革新実施計画のスキーム



認定要件

●相当規模（規模の要件）

- ・ 本事業活動で取り組む品目について、以下のいずれかの規模で取り組むこと。

✓ 申請者の作付面積※¹のおおむね過半

✓ 当該品目を生産する認定農業者※²の全国平均の作付面積※¹の5倍以上※³

※¹ 家畜については飼養頭羽数

※² 農林業センサスにおける認定農業者を指す。

※³ 例：水稻全国平均 5.14ha × 5 ≧ 26ha以上

データは最新の農林業センサス農林業経営体調査報告書（抽出集計編）の値とする。

●相当程度（計画の目標）

- ・ 計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
* 労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数
- ・ 本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

- ・ 原則5年以内（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

Q

既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。

A

既にスマート農業技術を活用している場合でも、当該技術に合わせた生産の方式を新たに実施する場合や、当該生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。

認定事例

株式会社つじ農園（三重県津市）

リモートセンシングによる生育診断と食味収量コンバインの収量データを他の生産者と共有
分析データを基に各ほ場ごとの適正な肥培管理を行うことで収益性アップ

対象品目

水稻・小麦

スマート農業技術

- ・リモートセンシング（ドローン、衛星）
- ・食味収量コンバイン

新たな生産方式

ドローンセンシング及び食味収量コンバインのデータを産地内の生産者と共有・比較・分析し、品質・収量の最適化に向けた肥培管理を実施

株式会社つじ農園

品質・収量の向上

リモートセンシング

センシング等により水稻及び小麦の生育状況や収量を把握



ドローンによるセンシング

食味収量コンバイン



ほ場ごとの収量を計測



データ共有・分析



オペレーター等によるドローン散布

散布用ドローン等で追肥及び防除を実施するほ場やGPSレベラーで均平化を行う圃場を選定（追肥・防除の適期作業、均平化作業の効率化）

労働生産性の向上

産地内の他の生産者



株式会社トクイテン（愛知県名古屋市）

ロボット収穫に適した品種の導入及びロボット走行用レール・通路の整備と自動収穫ロボットによる収穫作業の省力化で収益性アップ

対象品目

ミニトマト（有機栽培（施設土耕））

スマート農業技術

自動収穫ロボット

新たな生産方式

- ・ロボット収穫に適した品種の導入
- ・ロボットの走行用レール及び通路の整備

株式会社トクイテン

労働生産性の向上

収穫作業の省力化

自動収穫ロボット



吸引型ミニトマト収穫ロボット「T7」（自社開発）



ロボット収穫に適した品種



へた離れ性が良い品種（吸引式の収穫ロボットとの相性が良い）

走行用レール・通路



畝間にロボット走行用レールを設置
また、ほ場の一部にコンクリート通路を整備

作業効率の向上

その他の認定事例は二次元コードからご確認いただけます。

左：東海3県（岐阜、愛知、三重）の認定事例

右：全国の認定事例



手続きフロー

事前
相談

計画の申請

審査

計画の認定・
公表

計画の
実施

①まずは東海農政局（生産部環境・技術課）までご相談ください。

②東海農政局（生産部環境・技術課）に申請書をご提出ください。

③申請者に対して認定通知を行います。また、生産方式革新事業活動の概要等を公表いたします。

ご相談・お問合せについては、以下にご連絡ください。

東海農政局 生産部 環境・技術課

Tel: 052-746-1313 Mail: smart_tokai@maff.go.jp

制度の詳細については、農林水産省のウェブサイトをご覧ください。



(参考) 補助事業における優遇措置 (例)

スマート農業技術活用促進法の認定による主な補助事業等の優遇措置 (令和7年度補正)

- スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けることで、令和7年度補正予算において、以下の各種事業で審査に当たってのポイント加算をはじめとする優先採択等の優遇措置を設けることとしています。

生産方式革新実施計画を対象とする優遇措置

・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち

①スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- ◆：ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等も支援 <ポイント加算> ●★◆

②スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ◆：機械に付随するソフト経費、新たな生産方式の導入に必要な経費も支援 <ポイント加算> ●◆

・新基本計画実装・農業構造転換支援事業 <ポイント加算> ★

・産地生産基盤パワーアップ事業のうち <ポイント加算等> ●◆

①園芸作物等の先導的取組支援 ◆：果樹・茶の改植・新植等を支援

②収益性向上対策 <ポイント加算> ★

③新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

<食料システム構築計画のみなし> ●★◆

- ◆：新技術の栽培実証等を支援

・国産青果物安定供給体制構築事業 <ポイント加算> ●★◆

- ◆：品種・作柄安定技術や大型コンテナの導入なども支援

・畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 <ポイント加算> ●◆

・担い手確保・経営強化支援事業 <優先枠の設置> ●★◆ 令和7年度の募集は終了しました。

・地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業

<ポイント加算> ●★

・地域農業構造転換支援事業対策のうち新規就農者チャレンジ事業

<ポイント加算> ●★

・持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち

産地連携支援緊急対策事業

- ◆：食品事業者による種苗などの資材の提供等も支援 <ポイント加算> ●◆

・卸売市場緊急整備事業 <ポイント加算> ●◆

- ◆：卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備を支援

・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

①環境負荷低減活動定着サポート <ポイント加算> ◆

- ◆：みどり認定農業者等が行う環境負荷低減に資する取組をサポートする体制づくりを支援

②グリーンな栽培体系加速化事業 <補助上限額引上げ、ポイント加算> ●◆

- ◆：検証に必要な資材費やスマート農業機械等の導入を支援

③有機農業事業拠点創出・拡大加速化事業 <ポイント加算> ●◆

- ◆：有機農業栽培技術の実証や研修会開催に必要な経費を支援

④先進的有機農業拡大促進事業 <ポイント加算> ●◆

- ◆：資材導入、植栽、圃場整備等有機農業の拡大に必要な取組を支援

⑤省エネルギー型ハウス転換事業 <ポイント加算> ●◆

- ◆：収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換実証を支援

⑥地域循環型エネルギーシステム構築 <ポイント加算> ◆

- ◆：地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組を支援

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち

①畜産クラスター事業 <ポイント加算> ●★

②ICT化等機械装置等導入事業 <要件化> ●◆

- ◆：生産方式革新実施計画の認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援

・GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト <ポイント加算> ◆

- ◆：生産・流通体系の転換に係る検証圃場の設置や必要な種子、肥料、生産資材等も支援

・農業生産基盤情報通信環境整備事業 <優先採択> ◆

- ◆：光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援

当該事業で支援が可能なもの

- ：農業用機械 ★：農業用施設 ◆：その他

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策 (スマ転) 事業の概要

	地域型 (都道府県域等をまたがない)		広域型 (都道府県域等をまたぐ)
	計画認定者以外	計画認定者	
支援対象者	都道府県域等内で事業を実施する農業者、農業者団体等		都道府県域等をまたいで事業を実施する農業者、農業者団体等
支援内容	品目ごとの技術課題の解決に向けたスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組に係る経費		
成果目標	労働生産性の向上 + 品目ごとに設定する成果目標 (単収の増、品質向上など)		
主な要件	取組主体事業計画が産地スマート計画に位置付けられていること 面積要件を満たしていること	認定された生産方式革新実施計画に基づいたスマート技術高度利用計画を策定すること	複数の都道府県域等にわたる広域スマート計画を策定すること 面積要件を満たしていること
事業計画の申請先	地域農業再生協議会等	都道府県知事	地方農政局長等
事業実施期間	1年間 (産地スマート計画は3年間)	1年間	1年間
補助対象経費	① 農業機械の購入またはリース導入に係る費用 ② ①に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信・データ利用等に係る契約料、保険料 など ③ ①で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 (畔取り、畦の緩傾斜化、改植など)		
補助率	① 1/2以内 (さとうきびのみ6/10以内)、② 定額、③ 1/2以内		
補助上限	支援対象者当たり①、②、③合計で2.5億円 (②は1,500万円)		

【計画認定によるメリット措置】

- ①産地スマート計画への位置付けが不要 (地域型)
②面積要件が不要 (地域型)
③審査時のポイント加算 (7点)

計画認定により受けられる優遇措置の詳細については、「予算事業における優遇措置」をご覧ください。

